

現行 (原規放発第 15051112 号 2015 年 5 月 11 日認可) 国際規制物資計量管理規定	改正案	備考
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>(第 1 章～第 5 章 記載略)</p> <p>第 6 章 計量管理手続 第 17 条 (払出し手続) 第 18 条 (事故損失又は事故増加の手続) 第 19 条 (保管廃棄の手続) 第 20 条 (保管廃棄再生の <u>手続</u>) 第 21 条 (試料の収去及び保管の手続)</p> <p>第 7 章 実在庫量の確認 第 22 条 (目的及びその頻度) 第 23 条 (実施計画) 第 24 条 (実施手続) 第 25 条 (実在庫量の確定)</p> <p>第 8 章 核燃料物質の測定 第 26 条 (核燃料物質の測定の方法)</p> <p>第 9 章 供給当事国別の管理の方法 第 27 条 (供給当事国別管理方法) 第 28 条 (受入れた核燃料物質の管理手続) 第 29 条 (払出しにおける管理手続) 第 30 条 (事故損失又は事故増加における管理手続) 第 31 条 (棚卸しにおける管理手続) 第 32 条 (日米協定の新旧の区分管理手続)</p> <p>第 10 章 記録 第 33 条 (核燃料物質の記録及びその保管)</p> <p>第 11 章 報告 第 34 条 (在庫変動及び在庫の報告等) 第 35 条 (コンサイスノート)</p> <p>第 12 章 国際約束の遵守等に係る事項 第 36 条 (設計情報の保管) 第 37 条 (設計情報の変更手続)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>(第 1 章～第 5 章 記載略)</p> <p>第 6 章 計量管理手続 第 17 条 (払出し手続) 第 18 条 (事故損失又は事故増加の手続) 第 19 条 (保管廃棄の手続) 第 20 条 (保管廃棄再生の <u>手続</u>) 第 21 条 (<u>リバッチングの手続</u>) 第 22 条 (試料の収去及び保管の手続)</p> <p>第 7 章 実在庫量の確認 第 23 条 (目的及びその頻度) 第 24 条 (実施計画) 第 25 条 (実施手続) 第 26 条 (実在庫量の確定)</p> <p>第 8 章 核燃料物質の測定 第 27 条 (核燃料物質の測定の方法)</p> <p>第 9 章 供給当事国別の管理の方法 第 28 条 (供給当事国別管理方法) 第 29 条 (受入れた核燃料物質の管理手続) 第 30 条 (払出しにおける管理手続) 第 31 条 (事故損失又は事故増加における管理手続) 第 32 条 (棚卸しにおける管理手続) 第 33 条 (日米協定の新旧の区分管理手続)</p> <p>第 10 章 記録 第 34 条 (核燃料物質の記録及びその保管)</p> <p>第 11 章 報告 第 35 条 (在庫変動及び在庫の報告等) 第 36 条 (コンサイスノート)</p> <p>第 12 章 国際約束の遵守等に係る事項 第 37 条 (設計情報の保管) 第 38 条 (設計情報の変更手続)</p>	<p>記載の適正化 リバッチングの手続の追加 記載の適正化</p> <p>記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 記載の適正化</p> <p>記載の適正化 記載の適正化</p>

現行（原規放発第 15051112 号 2015 年 5 月 11 日認可）国際規制物資計量管理規定	改正案	備考
<p>第 38 条（査察用封印又は監視装置） 第 39 条（連絡）</p> <p>付則</p>	<p>第 39 条（査察用封印又は監視装置） 第 40 条（連絡）</p> <p>付則</p>	<p>記載の適正化 記載の適正化</p>
<p>図表目次</p> <p>別図 1（第 6 条関係）計量管理組織図 別図 2（第 9 条関係）主要測定点（KMP）及びその符合</p> <p>別表 1（第 3 条関係）用語の定義 別表 2（第 13 条関係）バッチ及び符号 別表 3（第 14 条関係）バッチの物理的、化学的形状等の略号 第 1 種キーワード：物理的形状 第 2 種キーワード：化学的形状 第 3 種キーワード：封じ込め 第 4 種キーワード：照射状況／品質</p> <p>別表 4（第 26 条、第 33 条関係）バッチに区分する方法及びソースデータ 別表 5（第 34 条関係）報告等を行う事項及び時期 別表 6（第 37 条関係）設計情報の変更手続必要事項</p> <p>（以下略）</p>	<p>図表目次</p> <p>別図 1（第 6 条関係）計量管理組織図 別図 2（第 9 条関係）主要測定点（KMP）及びその符合</p> <p>別表 1（第 3 条関係）用語の定義 別表 2（第 13 条関係）バッチ及び符号 別表 3（第 14 条関係）バッチの物理的、化学的形状等の略号 第 1 種キーワード：物理的形状 第 2 種キーワード：化学的形状 第 3 種キーワード：封じ込め 第 4 種キーワード：照射状況／品質</p> <p>別表 4（第 27 条、第 34 条関係）バッチに区分する方法及びソースデータ 別表 5（第 35 条関係）報告等を行う事項及び時期 別表 6（第 38 条関係）設計情報の変更手続必要事項</p> <p>（以下略）</p>	<p>記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化</p>
<p>（計量管理責任者） 第 5 条 計量管理に関する業務を適切に行うために、センタに計量管理責任者をおく。 2 計量管理責任者は、<u>管理グループ長</u>とする。</p>	<p>（計量管理責任者） 第 5 条 計量管理に関する業務を適切に行うために、センタに計量管理責任者をおく。 2 計量管理責任者は、<u>センタ長が任命した者</u>とする。</p>	<p>計量管理責任者の変更</p>
<p>（事故損失又は事故増加の手続） 第 18 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失もしくは増加が生じた場合又は生じたと見なされる場合には、これを事故損失又は事故増加とし、遅滞なくセンタ長に報告し、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認するものとする。 2 計量管理責任者は、事故損失又は事故増加が発生した場合には、第 10 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p>（事故損失又は事故増加の手続） 第 18 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失もしくは増加が生じた場合又は生じたと見なされる場合には、これを事故損失又は事故増加とし、遅滞なくセンタ長に報告し、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認するものとする。 2 計量管理責任者は、事故損失又は事故増加が発生した場合には、第 10 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。 3 <u>計量管理責任者は、第 1 項に定める事故損失若しくは増加（国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。）が生じた場合又は生じたとみなされる場合は、速やかに原子力規制委員会に報告する。</u></p>	<p>事故損失等についての原子力規制委員会への報告を追加</p>

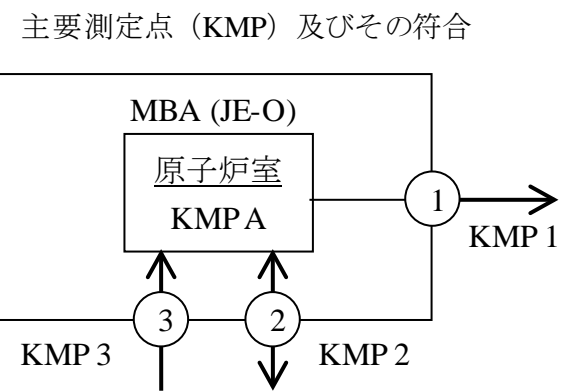
現行（原規放発第15051112号2015年5月11日認可）国際規制物資計量管理規定	改正案	備考
<p>（保管廃棄再生の<u>手続き</u>）</p> <p>第20条 計量管理責任者は、当該MBAに保管廃棄されている核燃料物質を使用する場合又は当該MBAより払出す場合には、保管廃棄再生を行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項に定める保管廃棄再生を行う場合、必要に応じ、第8章に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、第10章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p>（保管廃棄再生の<u>手続</u>）</p> <p>第20条 計量管理責任者は、当該MBAに保管廃棄されている核燃料物質を使用する場合又は当該MBAより払出す場合には、保管廃棄再生を行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項に定める保管廃棄再生を行う場合、必要に応じ、第8章に定める測定を実施し、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、第10章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	記載の適正化
記載なし	<p>（<u>リバッチングの手続</u>）</p> <p>第21条 計量管理責任者は、核燃料物質のバッチを組み替える必要がある場合は、バッチ符号の変更、分割及び併合等のバッチの再編成を確認するとともに、計量管理に係る必要な記録を作成し、第11章に定める報告を行うものとする。</p>	リバッチングの手続の追加
<p>（試料の収去及び保管の手続）</p> <p>第21条 計量管理責任者は、法律第68条第1項又は第8項の規定に基づき原子力規制委員会の指定する<u>その</u>職員もしくは国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「査察官等」という。）より試料の収去を求められた場合には、これに協力するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、収去された試料について、査察官等から試料の保管を依頼された場合には、必要に応じてこれを保管するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、試料が収去された場合には、必要な記録を行うものとする。</p>	<p>（試料の収去及び保管の手続）</p> <p>第22条 計量管理責任者は、法律第61条の8の2第2項第3号又は第68条第1項、第4項、第7項若しくは第8項の規定に基づき原子力規制委員会の指定する<u>当該</u>職員もしくは国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者（以下「査察官等」という。）より試料の収去を求められた場合には、これに協力するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、収去された試料について、査察官等から試料の保管を依頼された場合には、必要に応じてこれを保管するものとする。</p> <p>3 計量管理責任者は、試料が収去された場合には、必要な記録を行うものとする。</p>	記載の適正化
<p>（目的及びその頻度）</p> <p>第22条 計量管理責任者は、当該MBA内の核燃料物質の实在庫量を確定するための調査（以下「棚卸し」という。）を行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、<u>原則として</u>、12ヶ月に1回の頻度で棚卸しを実施するものとする。</p>	<p>（目的及びその頻度）</p> <p>第23条 計量管理責任者は、当該MBA内の核燃料物質の实在庫量を確定するための調査（以下「棚卸し」という。）を行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、<u>約</u>12ヶ月に1回の頻度で棚卸しを実施するものとする。</p>	記載の適正化 記載の適正化
<p>（実施計画）</p> <p>第23条 計量管理責任者は、棚卸しを実施しようとするときは、予め棚卸しの実施に関する計画書（以下「棚卸し実施計画書」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 棚卸し実施計画書には、次に定める事項を含むものとする。</p> <p>(1) 実施期日</p> <p>(2) 実施体制</p> <p>(3) KMPごとの棚卸しの実施内容</p> <p>(4) KMPごとの棚卸し実施日における推定在庫量</p> <p>3 計量管理責任者は、棚卸し実施予定日の1ヵ月前までに、原子力規制委員会に連絡するものとする。</p>	<p>（実施計画）</p> <p>第24条 計量管理責任者は、棚卸しを実施しようとするときは、予め棚卸しの実施に関する計画書（以下「棚卸し実施計画書」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 棚卸し実施計画書には、次に定める事項を含むものとする。</p> <p>(1) 実施期日</p> <p>(2) 実施体制</p> <p>(3) KMPごとの棚卸しの実施内容</p> <p>(4) KMPごとの棚卸し実施日における推定在庫量</p> <p>3 計量管理責任者は、棚卸し実施予定日の1ヵ月前までに、原子力規制委員会に連絡するものとする。</p>	記載の適正化

現行（原規放発第 15051112 号 2015 年 5 月 11 日認可）国際規制物資計量管理規定	改正案	備考
<p>（実施手続）</p> <p>第 24 条 計量管理責任者は、棚卸し実施する場合には、実施計画書に基づき、次に定めるとおり行うものとする。</p> <p>(1) 棚卸し実施中は、棚卸し以外の目的では原則として、核燃料物質の払出し及び MBA 内での移動を行わないものとする。</p> <p>(2) 棚卸しは、KMP ごとに核燃料物質の員数勘定等により行うものとする。</p>	<p>（実施手続）</p> <p>第 25 条 計量管理責任者は、棚卸し実施する場合には、実施計画書に基づき、次に定めるとおり行うものとする。</p> <p>(1) 棚卸し実施中は、棚卸し以外の目的では原則として、核燃料物質の払出し及び MBA 内での移動を行わないものとする。</p> <p>(2) 棚卸しは、KMP ごとに核燃料物質の員数勘定等により行うものとする。</p>	記載の適正化
<p>（実在庫量の確定）</p> <p>第 25 条 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づき、当該 MBA 内における核燃料物質の実在庫量を確定し、核燃料物質の帳簿在庫量との差がないことを確認するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果について、第 10 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	<p>（実在庫量の確定）</p> <p>第 26 条 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づき、当該 MBA 内における核燃料物質の実在庫量を確定し、核燃料物質の帳簿在庫量との差がないことを確認するものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果について、第 10 章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。</p>	記載の適正化
<p>（核燃料物質の測定の方法）</p> <p>第 26 条 計量管理責任者は、必要に応じて、各 KMP において別表 4 に定める測定を実施するものとする。なお、直接測定できない場合は、間接的に推定することができる方法に替えることができるものとする。</p>	<p>（核燃料物質の測定の方法）</p> <p>第 27 条 計量管理責任者は、必要に応じて、各 KMP において別表 4 に定める測定を実施するものとする。なお、直接測定できない場合は、間接的に推定することができる方法に替えることができるものとする。</p>	記載の適正化
<p>（供給当事国別管理方法）</p> <p>第 27 条 計量管理責任者は、第 6 章及び第 7 章に定める核燃料物質の在庫変動が生じた場合及び棚卸しを実施した場合には、本章次条以降に定めるところにより、バッチごとに核燃料物質の種類ごとの供給当事国別管理区分の別を管理して、供給当事国別管理を行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項の場合には、第 10 章に定めるところにより供給当事国別管理に関する必要な記録を行うものとする。</p>	<p>（供給当事国別管理方法）</p> <p>第 28 条 計量管理責任者は、第 6 章及び第 7 章に定める核燃料物質の在庫変動が生じた場合及び棚卸しを実施した場合には、本章次条以降に定めるところにより、バッチごとに核燃料物質の種類ごとの供給当事国別管理区分の別を管理して、供給当事国別管理を行うものとする。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項の場合には、第 10 章に定めるところにより供給当事国別管理に関する必要な記録を行うものとする。</p>	記載の適正化
<p>（受入れた核燃料物質の管理手続）</p> <p>第 28 条 受け入れた核燃料物質は、払出し者が発行した核燃料物質移動通知書等の供給当事国別管理区分に基づくものとする。</p>	<p>（受入れた核燃料物質の管理手続）</p> <p>第 29 条 受け入れた核燃料物質は、払出し者が発行した核燃料物質移動通知書等の供給当事国別管理区分に基づくものとする。</p>	記載の適正化
<p>（払出しにおける管理手続）</p> <p>第 29 条 払出しにおける核燃料物質の供給当事国は、第 28 条に定めるところにより付与された供給当事国によるものとする。</p> <p>2 海外再処理施設へ核燃料物質を払い出す場合には、センタにて払い出した核燃料物質の供給当事国別管理の状況を把握しておくものとする。</p>	<p>（払出しにおける管理手続）</p> <p>第 30 条 払出しにおける核燃料物質の供給当事国は、第 29 条に定めるところにより付与された供給当事国によるものとする。</p> <p>2 海外再処理施設へ核燃料物質を払い出す場合には、センタにて払い出した核燃料物質の供給当事国別管理の状況を把握しておくものとする。</p>	記載の適正化
<p>（事故損失又は事故増加における管理手続）</p> <p>第 30 条 事故損失又は事故増加における核燃料物質の供給当事国は、原則として第 28 条に定めるところにより付与された供給当事国によるものとする。</p>	<p>（事故損失又は事故増加における管理手続）</p> <p>第 31 条 事故損失又は事故増加における核燃料物質の供給当事国は、原則として第 29 条に定めるところにより付与された供給当事国によるものとする。</p>	記載の適正化

現行（原規放発第 15051112 号 2015 年 5 月 11 日認可）国際規制物資計量管理規定	改正案	備考
<p>（棚卸しにおける管理手続）</p> <p>第 31 条 棚卸しにおける核燃料物質の供給当事国は、第 28 条に定めるところにより付与された供給当事国によるものとする。</p>	<p>（棚卸しにおける管理手続）</p> <p>第 32 条 棚卸しにおける核燃料物質の供給当事国は、第 29 条に定めるところにより付与された供給当事国によるものとする。</p>	記載の適正化
<p>（日米協定の新旧の区分管理手続）</p> <p>第 32 条 供給当事国に米国を含む核燃料物質は、旧協定対象核燃料物質と新協定対象核燃料物質とを区分して管理するものとする。</p>	<p>（日米協定の新旧の区分管理手続）</p> <p>第 33 条 供給当事国に米国を含む核燃料物質は、旧協定対象核燃料物質と新協定対象核燃料物質とを区分して管理するものとする。</p>	記載の適正化
<p>（核燃料物質の記録及びその保管）</p> <p>第 33 条 計量管理責任者は、第 9 章に定める核燃料物質の供給当事国別管理を含む、第 6 章、第 7 章に定める在庫変動記録並びに在庫記録及び物質収支記録を作成し、その記録を 10 年間センタに保管するものとする。</p> <p>2 前項の在庫変動記録及び在庫記録には、以下の各号に定める事項を含むものとする。</p> <p>(1) 在庫変動の日付又は棚卸しの日付</p> <p>(2) 在庫変動の原因（在庫変動記録のみ記載）</p> <p>(3) 受入れ又は払出し事業所名及び MBA の符号（在庫変動記録のみ記載）</p> <p>(4) KMP の符号</p> <p>(5) バッチの符号</p> <p>(6) バッチを構成する単位体がある場合には、その単位体の数量</p> <p>(7) バッチに区分された核燃料物質の物理的、化学的形狀等の略号</p> <p>(8) 供給当事国等の管理区分</p> <p>(9) 核燃料物質の種類</p> <p>(10) 核燃料物質の元素ごとの重量</p> <p>(11) 核燃料物質の特定核分裂性物質重量</p> <p>3 計量管理責任者は、在庫変動記録及び在庫記録を作成するためのバッチデータを導き出すための基礎となる測定等のソースデータを記録するものとし、その内容は別表 4 に定めるとおりとする。</p>	<p>（核燃料物質の記録及びその保管）</p> <p>第 34 条 計量管理責任者は、第 9 章に定める核燃料物質の供給当事国別管理を含む、第 6 章、第 7 章に定める在庫変動記録並びに在庫記録及び物質収支記録を作成し、その記録を 10 年間センタに保管するものとする。</p> <p>2 前項の在庫変動記録及び在庫記録には、以下の各号に定める事項を含むものとする。</p> <p>(1) 在庫変動の日付又は棚卸しの日付</p> <p>(2) 在庫変動の原因（在庫変動記録のみ記載）</p> <p>(3) 受入れ又は払出し事業所名及び MBA の符号（在庫変動記録のみ記載）</p> <p>(4) KMP の符号</p> <p>(5) バッチの符号</p> <p>(6) バッチを構成する単位体がある場合には、その単位体の数量</p> <p>(7) バッチに区分された核燃料物質の物理的、化学的形狀等の略号</p> <p>(8) 供給当事国等の管理区分</p> <p>(9) 核燃料物質の種類</p> <p>(10) 核燃料物質の元素ごとの重量</p> <p>(11) 核燃料物質の特定核分裂性物質重量</p> <p>3 計量管理責任者は、在庫変動記録及び在庫記録を作成するためのバッチデータを導き出すための基礎となる測定等のソースデータを記録するものとし、その内容は別表 4 に定めるとおりとする。</p>	記載の適正化
<p>（在庫変動及び在庫の報告等）</p> <p>第 34 条 計量管理責任者は、法律等に基づく核燃料物質の計量管理に関する報告等について、定められた報告等が適切な時期に原子力規制委員会に報告されていることを確認するものとする。</p> <p>2 前項の報告等の種類及び提出時期等は、別表 5 に定めるとおりとする。</p>	<p>（在庫変動及び在庫の報告等）</p> <p>第 35 条 計量管理責任者は、法律等に基づく核燃料物質の計量管理に関する報告等について、定められた報告等が適切な時期に原子力規制委員会に報告されていることを確認するものとする。</p> <p>2 前項の報告等の種類及び提出時期等は、別表 5 に定めるとおりとする。</p>	記載の適正化
<p>（コンサイスノート）</p> <p>第 35 条 前条に定める報告等を行う場合には、必要に応じコンサイスノートにより補足するものとする。</p>	<p>（コンサイスノート）</p> <p>第 36 条 前条に定める報告等を行う場合には、必要に応じコンサイスノートにより補足するものとする。</p>	記載の適正化
<p>（設計情報の保管）</p> <p>第 36 条 計量管理責任者は、原子力規制委員会から通知のあった、センタの各施設に係る設計情報及び施設付属書を、センタに備えておくものとする。</p>	<p>（設計情報の保管）</p> <p>第 37 条 計量管理責任者は、原子力規制委員会から通知のあった、センタの各施設に係る設計情報及び施設付属書を、センタに備えておくものとする。</p>	記載の適正化

現行（原規放発第 15051112 号 2015 年 5 月 11 日認可）国際規制物資計量管理規定	改正案	備考																				
<p>(設計情報の変更手続)</p> <p>第 37 条 計量管理責任者は、下記左欄に定める設計情報の変更に関連する情報について、下記右欄に定められた期限までに原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="133 273 1276 594"> <tr> <td>設計情報の変更に関連する情報</td> <td>国に対する連絡期限</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設に関して既に連絡している情報の変更に関する情報 (別表 6)</td> </tr> <tr> <td>重大な変更案</td> <td>関連した許可申請書等を政府に提出するとき、又は許可申請等を必要としない事項についてはその変更をしようとするとき</td> </tr> <tr> <td>重大な変更</td> <td>重大な変更を完了したとき</td> </tr> <tr> <td>重大でない変更</td> <td>変更を完了した後、最初の在庫変動報告のとき</td> </tr> </table> <p>(注)「関連した許可申請書等」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づいて国へ提出する許認可申請または変更の許認可申請のうち、上表左欄に示す設計情報を含むものをいう。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項の場合において原子力規制委員会から要請があった場合には、必要な協力を行うものとする。</p>	設計情報の変更に関連する情報	国に対する連絡期限	施設に関して既に連絡している情報の変更に関する情報 (別表 6)		重大な変更案	関連した許可申請書等を政府に提出するとき、又は許可申請等を必要としない事項についてはその変更をしようとするとき	重大な変更	重大な変更を完了したとき	重大でない変更	変更を完了した後、最初の在庫変動報告のとき	<p>(設計情報の変更手続)</p> <p>第 38 条 計量管理責任者は、下記左欄に定める設計情報の変更に関連する情報について、下記右欄に定められた期限までに原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1350 273 2493 594"> <tr> <td>設計情報の変更に関連する情報</td> <td>国に対する連絡期限</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設に関して既に連絡している情報の変更に関する情報 (別表 6)</td> </tr> <tr> <td>重大な変更案</td> <td>関連した許可申請書等を政府に提出するとき、又は許可申請等を必要としない事項についてはその変更をしようとするとき</td> </tr> <tr> <td>重大な変更</td> <td>重大な変更を完了したとき</td> </tr> <tr> <td>重大でない変更</td> <td>変更を完了した後、最初の在庫変動報告のとき</td> </tr> </table> <p>(注)「関連した許可申請書等」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づいて国へ提出する許認可申請または変更の許認可申請のうち、上表左欄に示す設計情報を含むものをいう。</p> <p>2 計量管理責任者は、前項の場合において原子力規制委員会から要請があった場合には、必要な協力を行うものとする。</p>	設計情報の変更に関連する情報	国に対する連絡期限	施設に関して既に連絡している情報の変更に関する情報 (別表 6)		重大な変更案	関連した許可申請書等を政府に提出するとき、又は許可申請等を必要としない事項についてはその変更をしようとするとき	重大な変更	重大な変更を完了したとき	重大でない変更	変更を完了した後、最初の在庫変動報告のとき	<p>記載の適正化</p>
設計情報の変更に関連する情報	国に対する連絡期限																					
施設に関して既に連絡している情報の変更に関する情報 (別表 6)																						
重大な変更案	関連した許可申請書等を政府に提出するとき、又は許可申請等を必要としない事項についてはその変更をしようとするとき																					
重大な変更	重大な変更を完了したとき																					
重大でない変更	変更を完了した後、最初の在庫変動報告のとき																					
設計情報の変更に関連する情報	国に対する連絡期限																					
施設に関して既に連絡している情報の変更に関する情報 (別表 6)																						
重大な変更案	関連した許可申請書等を政府に提出するとき、又は許可申請等を必要としない事項についてはその変更をしようとするとき																					
重大な変更	重大な変更を完了したとき																					
重大でない変更	変更を完了した後、最初の在庫変動報告のとき																					
<p>(査察用封印又は監視装置)</p> <p>第 38 条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第 68 条第 11 項 <u>又は</u> 第 13 項の規定に基づき取り付けた封印又は監視装置を取り外す必要が生じた場合には、予め、ただし緊急やむをえない場合には取外し後速やかに、次に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 封印又は監視装置の取外しの日時</p> <p>(2) 封印又は監視装置の取外しの理由</p> <p>(3) 封印又は監視装置の番号</p> <p>2 原子力規制委員会から連絡の必要がないと予め通知のあった封印については、前項によらず、その取外しについての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合には前項に定める事項を記録するものとする。</p>	<p>(査察用封印又は監視装置)</p> <p>第 39 条 計量管理責任者は、査察官等が、法律 <u>第 61 条の 8 の 2 第 2 項第 4 号</u> <u>又は</u> 第 68 条 <u>第 10 項、第 11 項、第 12 項若しくは</u> 第 13 項の規定に基づき取り付けた封印又は監視装置を取り外す必要が生じた場合には、予め、ただし緊急やむをえない場合には取外し後速やかに、次に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 封印又は監視装置の取外しの日時</p> <p>(2) 封印又は監視装置の取外しの理由</p> <p>(3) 封印又は監視装置の番号</p> <p>2 原子力規制委員会から連絡の必要がないと予め通知のあった封印については、前項によらず、その取外しについての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合には前項に定める事項を記録するものとする。</p>	<p>記載の適正化</p>																				
<p>(連絡)</p> <p>第 39 条 計量管理責任者は、次に定める事項に関し、支障が生じた場合又はそのおそれがある場合には、その状況について速やかに、原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 第 21 条第 1 項及び第 2 項に定める試料の収去及び保管</p> <p>(2) 第 38 条第 1 項に定める封印又は監視装置の管理</p> <p>2 計量管理責任者は、前項の場合の他、核燃料物質の適正な計量管理を実施する上で、必要と判断した場合には、原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p>	<p>(連絡)</p> <p>第 40 条 計量管理責任者は、次に定める事項に関し、支障が生じた場合又はそのおそれがある場合には、その状況について速やかに、原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p> <p>(1) 第 22 条第 1 項及び第 2 項に定める試料の収去及び保管</p> <p>(2) 第 39 条第 1 項に定める封印又は監視装置の管理</p> <p>2 計量管理責任者は、前項の場合の他、核燃料物質の適正な計量管理を実施する上で、必要と判断した場合には、原子力規制委員会へ連絡するものとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>																				

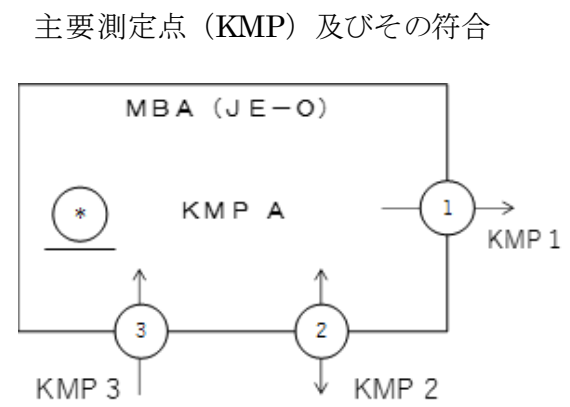
別図2（第9条関係）



設定するKMP及びその符号は、以下のとおりとする。

- ・ 流れのKMP
 - KMP 1・・・払出し
 - KMP 2・・・保管廃棄、保管廃棄再生
 - KMP 3・・・事故増加
- ・ 在庫のKMP
 - KMP A・・・在庫保管

別図2（第9条関係）



設定するKMP及びその符号は、以下のとおりとする。

- ・ 流れのKMP
 - KMP 1・・・払出し、事故損失
 - KMP 2・・・保管廃棄、保管廃棄再生
 - KMP 3・・・事故増加
 - KMP *・・・リバッチング
- ・ 在庫のKMP
 - KMP A・・・在庫保管

リバッチングの追加及び
記載の適正化

記載の適正化

リバッチングの追加

現行（原規放発第 15051112 号 2015 年 5 月 11 日認可）国際規制物資計量管理規定			改正案			備考		
第 3 種キーワード：封じ込め			第 3 種キーワード：封じ込め					
キーワード	説明	コード	キーワード	説明	コード			
容器なし	容器に入っていない物質。独立した単位体（クレート梱包していない燃料体及び燃料要素を含む） ⁽¹⁾	1	容器なし	容器に入っていない物質。独立した単位体（クレート梱包していない燃料体及び燃料要素を含む） ⁽¹⁾	1			
単位燃料	個々の単位燃料及び燃料要素で出荷又は貯蔵用容器に入っているもの	2	単位燃料	個々の単位燃料及び燃料要素で出荷又は貯蔵用容器に入っているもの	2			
フラスコ	被照射燃料及びその他の高放射性物質に使用する遮蔽したフラスコ（キャスク）	3	フラスコ	被照射燃料及びその他の高放射性物質に使用する遮蔽したフラスコ（キャスク）	3			
炉内	原子炉、炉心（燃料体のみ）	4	炉内	原子炉、炉心（燃料体のみ）	4			
目盛付ベッセル	プロセス・ベッセル及びプロセス・タンク（目盛付）	5	目盛付ベッセル	プロセス・ベッセル及びプロセス・タンク（目盛付）	5			
目盛なしベッセル	同上（目盛なし）、パイプ	6	目盛なしベッセル	同上（目盛なし）、パイプ	6			
トレイ	オープン・トレイ、ラック、スキップ	7	トレイ	オープン・トレイ、ラック、スキップ	7			
鳥かご	特製の、臨界に関し安全な容器	8	鳥かご	特製の、臨界に関し安全な容器	8			
“コンテナ” 容器範囲	容積によって分類される貯蔵用容器 ⁽²⁾		“コンテナ” 容器範囲	容積によって分類される貯蔵用容器 ⁽²⁾				
	試料びん及び他の小さな容器	<0.5 リットル		A	試料びん及び他の小さな容器	容積 0.5 リットル未満	A	記載の適正化
	ビン、ファイバーパック、缶	0.5～1 リットル		E	ビン、ファイバーパック、缶	0.5 リットル ≤ 容積 ≤ 1 リットル	E	記載の適正化
	ビン、ファイバーパック、缶	≥1～5 リットル		G	ビン、ファイバーパック、缶	1 リットル < 容積 ≤ 5 リットル	G	記載の適正化
	ビン、ファイバーパック、UF6 シリンダ	≥5～10 リットル		H	ビン、ファイバーパック UF6 シリンダ	5 リットル < 容積 ≤ 10 リットル	H	記載の適正化
	ファイバーパック、缶	≥10～15 リットル		J	ファイバーパック、缶	10 リットル < 容積 ≤ 15 リットル	J	記載の適正化
	ファイバーパック、ドラム缶	≥15～20 リットル		K	ファイバーパック、ドラム缶	15 リットル < 容積 ≤ 20 リットル	K	記載の適正化
	ドラム缶	≥20～50 リットル		L	ドラム缶	20 リットル < 容積 ≤ 50 リットル	L	記載の適正化
	ドラム缶	≥50～100 リットル		M	ドラム缶	50 リットル < 容積 ≤ 100 リットル	M	記載の適正化
	ドラム缶、樽	≥100～200 リットル		N	ドラム缶、樽	100 リットル < 容積 ≤ 200 リットル	N	記載の適正化
	ドラム缶、樽	≥200～500 リットル		Q	ドラム缶、樽	200 リットル < 容積 ≤ 500 リットル	Q	記載の適正化
	UF6 シリンダ	2t > 500～1,000 リットル		R	UF6 シリンダ(2t)	500 リットル < 容積 ≤ 1,000 リットル	R	記載の適正化
	UF6 シリンダ	10t、14t > 1,000～5,000 リットル		U	UF6 シリンダ(10t、14t)	1,000 リットル < 容積 ≤ 5,000 リットル	U	記載の適正化
	より大きな容器、例えばタンク車	≥5,000 リットル		V	より大きな容器、例えばタンク車	5,000 リットルを超える容積	V	記載の適正化
その他の容器		O (オー)	その他の容器		O (オー)			
(注) (1) 冷却プールにある容器なしの照射済み燃料はこの区分に含める。 (2) 容器の種類は、表示のもののみとする。更に容積によって分類している。			(注) (1) 冷却プールにある容器なしの照射済み燃料はこの区分に含める。 (2) 容器の種類は、表示のもののみとする。更に容積によって分類している。					

別表2 （第13条関係）

バッチ及び符号

KMP		バッチの符号（例）
KMPの符号	KMPの記述	
1	払出し	TAIC- [] [] []
2	保管廃棄 保管廃棄再生	STOR- [] [] []
3	事故増加	STOR- [] [] []
A	在庫保管	STOR- [] [] []

注) [] には算用数字が 1 字入る。バッチの構成された順に 3 桁の通し番号とする。

別表2 （第13条関係）

バッチ及び符号

KMP		バッチの符号（例）
KMPの符号	KMPの記述	
1	払出し、 <u>事故損失</u>	TAIC- [] [] [] <u>STOR- [] [] []</u>
2	保管廃棄 保管廃棄再生	STOR- [] [] []
3	事故増加	STOR- [] [] []
A	在庫保管	STOR- [] [] []
<u>*</u>	<u>リバッチング</u>	<u>STOR- [] [] []</u>

注) [] には算用数字が 1 字入る。バッチの構成された順に 3 桁の通し番号とする。

記載の適正化
記載の適正化

リバッチングの追加

別表4（第26条、第33条関係）

バッチに区分する方法及びソースデータ

KMP	KMPの記述	バッチに関する記述		ソースデータ	測定方法（注）
		バッチの定義	単位体の記述		
1	払出し	同一仕様の核燃料物質	容器等	(1) 同定符号 (2) <u>ウラン元素重量、核分裂性ウラン重量及びプルトニウム重量並びに核分裂性プルトニウム重量</u>	目視確認、員数勘定及び必要に応じて重量測定
2	保管廃棄	同一仕様の保管廃棄を行った核燃料物質	同上	同上	同上
	保管廃棄再生	同一仕様の保管廃棄再生を行った核燃料物質	同上	同上	同上
3	事故増加	同一仕様の核燃料物質	同上	同上	同上
A	在庫保管	同一仕様の核燃料物質	同上	同上	同上

注：直接測定できない場合は、間接的に推定することができる方法に替えることができるものとする。

別表4（第27条、第34条関係）

バッチに区分する方法及びソースデータ

KMP	KMPの記述	バッチに関する記述		ソースデータ	測定方法（注）
		バッチの定義	単位体の記述		
1	払出し、 <u>事故損失</u>	同一仕様の核燃料物質	容器等	(1) 同定符号 (2) <u>ウラン及びプルトニウムの元素重量並びに特定核分裂性物質重量</u>	目視確認、員数勘定及び必要に応じて重量測定
2	保管廃棄	同一仕様の保管廃棄を行った核燃料物質	同上	同上	同上
	保管廃棄再生	同一仕様の保管廃棄再生を行った核燃料物質	同上	同上	同上
3	事故増加	同一仕様の核燃料物質	同上	同上	同上
A	在庫保管	同一仕様の核燃料物質	同上	同上	同上
*	<u>リバッチング</u>	同一仕様の核燃料物質	同上	同上	同上

注：直接測定できない場合は、間接的に推定することができる方法に替えることができるものとする。

記載の適正化

記載の適正化
記載の適正化

リバッチングの追加

現行（原規放発第15051112号 2015年5月11日認可）国際規制物資計量管理規定				改正案				備考							
別表5（第34条関係）				別表5（第35条関係）				記載の適正化							
報告等を行う事項及び時期				報告等を行う事項及び時期											
報告書名	提出時期	報告概要	報告等の根拠	報告書名	提出時期	報告概要	報告等の根拠								
1 核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッチング報告書（ICR）	在庫変動が生じた日及びリバッチングを行った日の属する月の末日から15日以内	在庫変動（受入れ及び払出しの量等）及びリバッチング等についてMBAごとに報告	法第67条第1項 国規則第7条第4項	1 核燃料物質在庫変動・受払間差異・リバッチング報告書（ICR）	在庫変動が生じた日及びリバッチングを行った日の属する月の末日から15日以内	在庫変動（受入れ及び払出しの量等）及びリバッチング等についてMBAごとに報告	法第67条第1項 国規則第7条第4項								
2 核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書（OCR1）	ICRに対する報告の場合は、当該月の末日から30日以内	ICRのエントリー対応でバッチごとに供給当事国ごとの数量等について報告	法第67条第1項 国規則第7条第5項	2 核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書（OCR1）	ICRに対する報告の場合は、当該月の末日から30日以内	ICRのエントリー対応でバッチごとに供給当事国ごとの数量等について報告	法第67条第1項 国規則第7条第5項								
3 核燃料物質実在庫量明細報告書（PIL）	実在庫量の確認を終了した日から15日以内	KMP別の実在庫量等についてMBAごとに報告	法第67条第1項 国規則第7条第11項	3 核燃料物質実在庫量明細報告書（PIL）	実在庫量の確認を終了した日から15日以内	KMP別の実在庫量等についてMBAごとに報告	法第67条第1項 国規則第7条第11項								
4 核燃料物質収支報告書（MBR）	実在庫量の確認を終了した日から15日以内	前回の実在庫量の確認から今回の実在庫量の確認までの期間の間の核燃料物質の収支についてMBAごとに報告	法第67条第1項 国規則第7条第11項	4 核燃料物質収支報告書（MBR）	実在庫量の確認を終了した日から15日以内	前回の実在庫量の確認から今回の実在庫量の確認までの期間の間の核燃料物質の収支についてMBAごとに報告	法第67条第1項 国規則第7条第11項								
5 核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書（OCR3）	実在庫量の確認を終了した日から30日以内	PILのエントリー対応でバッチごとに供給当事国ごとの数量等について報告	法第67条第1項 国規則第7条第12項	5 核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書（OCR3）	実在庫量の確認を終了した日から30日以内	PILのエントリー対応でバッチごとに供給当事国ごとの数量等について報告	法第67条第1項 国規則第7条第12項								
6 施設操業計画報告書	それぞれの当該期間の初日の二月前まで <table border="1" data-bbox="371 1339 682 1449"> <tr> <td>上期</td> <td>下期</td> </tr> <tr> <td>10月31日</td> <td>4月30日</td> </tr> </table>	上期	下期	10月31日	4月30日	施設の操業に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	法第67条第1項 国規則第7条第14項	6 施設操業計画報告書	それぞれの当該期間の初日の二月前まで <table border="1" data-bbox="1602 1339 1914 1449"> <tr> <td>上期</td> <td>下期</td> </tr> <tr> <td>10月31日</td> <td>4月30日</td> </tr> </table>	上期	下期	10月31日	4月30日	施設の操業に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	法第67条第1項 国規則第7条第14項
上期	下期														
10月31日	4月30日														
上期	下期														
10月31日	4月30日														
7 核燃料物質受払計画等報告書	それぞれの当該期間の開始前まで <table border="1" data-bbox="371 1633 682 1743"> <tr> <td>上期</td> <td>下期</td> </tr> <tr> <td>11月30日</td> <td>5月31日</td> </tr> </table>	上期	下期	11月30日	5月31日	受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	法第67条第1項 国規則第7条第15項	7 核燃料物質受払計画等報告書	それぞれの当該期間の開始前まで <table border="1" data-bbox="1602 1633 1914 1743"> <tr> <td>上期</td> <td>下期</td> </tr> <tr> <td>11月30日</td> <td>5月31日</td> </tr> </table>	上期	下期	11月30日	5月31日	受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間について報告	法第67条第1項 国規則第7条第15項
上期	下期														
11月30日	5月31日														
上期	下期														
11月30日	5月31日														

現行（原規放発第15051112号2015年5月11日認可）国際規制物資計量管理規定				改正案				備考								
8 核燃料物質受 払計画等報告書 （変更）	変更する予定年月日の前 月の25日まで	既に提出した上記7の報 告書の記載内容に変更が 生じたときはその内容に ついて報告	法第67条第1項 国規則第7条第16 項	8 核燃料物質受 払計画等報告書 （変更）	変更する予定年月日の前 月の25日まで	既に提出した上記7の報 告書の記載内容に変更が 生じたときはその内容に ついて報告	法第67条第1項 国規則第7条第16 項	記載の適正化								
9 国際規制物資 の使用の届出	あらかじめ	代表者の氏名、事業所の 名称及び所在地、国際規 制物資の種類及び数量、 予定使用期間等について 報告	法第61条の3第4項 国規則第1条の3	9 国際規制物資 の使用の届出	あらかじめ	代表者の氏名、事業所の 名称及び所在地、国際規 制物資の種類及び数量、 予定使用期間等について 報告	法第61条の3第4項 国規則第1条の3									
10 サイト内建物 報告書	翌年の1月31日まで	工場又は事業所ごとに、 毎年12月31日における サイト内に存在する建物 について報告	法第67条第1項 国規則第7条第32 項	10 サイト内建物 報告書	翌年の1月31日まで	工場又は事業所ごとに、 毎年12月31日における サイト内に存在する建物 について報告	法第67条第1項 国規則第7条第34 項									
別表6（第37条関係） 設計情報の変更手続必要事項 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 核燃料物質の貯蔵容量の変更</td> </tr> <tr> <td>2. 査察実施に影響を与える保健安全手続の変更</td> </tr> <tr> <td>3. 核燃料物質を計量及び管理する方法の変更</td> </tr> </tbody> </table>				項目	1. 核燃料物質の貯蔵容量の変更	2. 査察実施に影響を与える保健安全手続の変更	3. 核燃料物質を計量及び管理する方法の変更	別表6（第38条関係） 設計情報の変更手続必要事項 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 核燃料物質の貯蔵容量の変更</td> </tr> <tr> <td>2. 査察実施に影響を与える保健安全手続の変更</td> </tr> <tr> <td>3. 核燃料物質を計量及び管理する方法の変更</td> </tr> </tbody> </table>				項目	1. 核燃料物質の貯蔵容量の変更	2. 査察実施に影響を与える保健安全手続の変更	3. 核燃料物質を計量及び管理する方法の変更	
項目																
1. 核燃料物質の貯蔵容量の変更																
2. 査察実施に影響を与える保健安全手続の変更																
3. 核燃料物質を計量及び管理する方法の変更																
項目																
1. 核燃料物質の貯蔵容量の変更																
2. 査察実施に影響を与える保健安全手続の変更																
3. 核燃料物質を計量及び管理する方法の変更																

別添 1

核燃料物質移動通知書

作成年月日 平成 年 月 日		MBAコード	
受取側 (TO)	MBAコード	払出側 (FROM)	MBAコード
事業所		事業所	
所在地		所在地	
責任者	様 印	責任者	印
受取者	様 印	発送者	印
	平成 年 月 日		平成 年 月 日

バッチ名	バッチ 単位数	物質記述 コード	移転に係わる 供給当事国	元素	化合物重量 (g)	U含有率 (%)	U重量 (g)	濃縮度 (%)	U235重量 (g)

移動の原因	記 事
運搬業者名	

別添 1

核燃料物質移動通知書

作成年月日 平成 年 月 日		MBAコード	
受取側 (TO)	MBAコード	払出側 (FROM)	MBAコード
事業所		事業所	
所在地		所在地	
責任者	様 印	責任者	印
受取者	様 印	発送者	印
	平成 年 月 日		平成 年 月 日

バッチ名	バッチ 単位数	物質記述 コード	移転に係わる 供給当事国	元素	化合物重量 (g)	U含有率 (%)	U重量 (g)	濃縮度 (%)	U235重量 (g)

移動の原因	記 事
運搬業者名	

記載の適正化

記載の適正化